

「医療費通知書」及び「ジェネリック医薬品」差額通知書を送付しました

## ○ 「医療費通知書」

これまでの受診状況を振り返り、今後のより適正な受診にご協力お願いします。

- ・ 対象月：令和6年1月診療分から令和6年6月診療分まで

(柔整・鍼灸は令和5年12月診療分から令和6年5月診療分まで)

※1. 医療機関等からの請求が遅くなっている場合等は通知書に記載されていない場合があります。

※2. 公費負担医療、自治体独自の医療費助成等については、反映されない場合があります。

## ○ 「ジェネリック医薬品」差額通知書（対象者のみ）

ジェネリック医薬品へ切り替えることで、医療費（調剤費）の軽減が可能となります。

みなさまだけでなく、共済組合にとっても医療費の負担軽減となりますので、かかりつけ

の医師、薬剤師へご相談の上、積極的に切り替えのご協力をお願いします。

- ・ 対象月：令和6年4月から令和6年6月までの処方実績のうち、軽減可能額が最も大きい  
月の内容を記載しています。

これらの通知書について、ご不明な点等がありましたら、以下までご連絡をお願いします。